

令和3年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和3年3月24日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第2号 高浜市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第4号 高浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について
- 議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 事業契約の変更について
- 議案第20号 令和3年度高浜市一般会計予算
- 議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第23号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算
- 議案第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算
- 議案第27号 令和3年度高浜市下水道事業会計予算
- 陳情第1号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情

日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

(日程追加)

日程第3 決議案第1号 倉田利奈議員に対する問責決議

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	神谷 坂敏
教 育 長	都築 公人
企 画 部 長	深谷 直弘
総合政策グループリーダー	榊原 雅彦
総 務 部 長	内田 徹
市 民 部 長	磯村 和志
福 祉 部 長	加藤 一志
健康推進グループリーダー	内藤 克己
こども未来部長	木村 忠好
都 市 政 策 部 長	杉浦 義人
学校経営グループリーダー	岡島 正明
学校経営グループ主幹	鈴木 剛

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大岡 英城
副 主 幹	神谷 直子
主 査	杉浦 幸宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
ここで私から御報告いたします。

3月5日の3月定例会第3日において倉田議員が懲罰動議を提出されました。地方自治法第133条において「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。」と規定されています。当日私が動議として取り上げ、日程追加を諮る議事運営を行いました。今回実際に行為があったかどうかは別として、本来議会の会議または委員会ではない協議の場である全員協議会での行為は懲罰対象とならないため、倉田議員が提出した動議は法的提出することができない動議であり、動議として取り上げたことは不適切であったことを御報告いたします。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員。

7番、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案2件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第2号 高浜市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

陳情第1号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情について、委員より、ゼロ

カーボンシティ宣言については、市民、事業者への周知、環境学習の充実について本市においても地球温暖化対策につながるものであり、賛成。

他の委員より、脱炭素社会の実現に向けて市民の行動変容を促していかなければならないと思うので、賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第2号、議案第3号は、挙手全員により原案可決。

陳情第1号は、挙手全員により採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、杉浦康憲議員。

3番、杉浦康憲議員。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 登壇〕

○福祉文教委員長（杉浦康憲） 御指名をいただきましたので、去る令和3年3月17日午前10時より委員全員及び市長はじめ関係職員出席の下、開会されました福祉文教委員会において付託された議案8件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第4号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、委員より、会計年度任用職員の任用形態に沿った簡易な方法の宣誓とはの問いに、任用形態上、年度ごと再度の任用となるが、第2項に同一の職員の再任用は、さきに行ったサービスの宣誓をもってみなすとの答弁。

次に、議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第6号 高浜市特別職の職員の常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第7号 定住自立権の形成に関する協定の締結について、委員より、定住自立権は、中心市に対して地域の連携強化のために補助金が出ていたと思うが、今回もあるのかとの問いに、特別交付税に算定され、その取組に応じた金額が交付されるとの答弁。

他の委員より、さきの締結間の10年で職員合同研修会はどのような研修が何回開催されたのか

との問いに、平成24年度から令和元年度に8回開催、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止、基本的に管理職を対象に行われ、対応はリスクマネジメントや決断力の向上、また女性のキャリアアップのため研修、そして強い組織づくりの研修が実施されたとの答弁。

次に、議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、上乘せサービスを見直し、基金の取崩しを含めて上げ幅を抑えたが、次の第9期に大幅な増額はないかとの問いに、高浜市では第5期5,260円、第6期5,480円、第7期5,700円、今回の第8期は5,820円と比較的緩やかな状況、近隣市町では第5期4,000円程度の市町村が多数だったが、第8期になり5,000円を超えてくるなど上げ幅が他市のほうが大きい状況であり、引き続き第9期に向けて保険料の上昇が余りなく、制度が持続可能な施策を続けたいとの答弁。

次に、議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、委員より、虐待の防止の推進に対するこの条例が出された背景と虐待に対する高浜市の現状の取組、そして施設入所者からの虐待などの苦情情報があればとの問いに、背景としては、3年に一度介護保険の制度改正に合わせ、国から虐待防止に対し各事業所が取り組むようとのこと、虐待に対する取組は、現在高浜市において虐待の事例は把握していないが、国から虐待の対策の委員会などを示されており、対応していきたいとの考え、現在入所者からの苦情、虐待に関しての問い合わせはないが、介護相談員という第三者が施設に巡回し、相談にのる体制があるとの答弁。

次に、議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、高浜市地域交流施設で行う事業から公民館事業を削るとのことですが、なぜここにきて廃止するのか、そして吉浜公民館はどのように考えているかとの問いに、事業実施者の高浜公民館活動運営委員会において、今年度で公民館事業を区切りをつけるとの合意が委員会できれ、その後公民館運営委員会の解散が総会において承認されたことによる、また地域における学びや文化の活動は、公民館という形に一律に当てはめず、地域に合った形で行われていく理解であり、引き続き吉浜小学校区の思いを尊重し、支援するとの答弁。

次に、議案第11号 事業契約の変更について、委員より、高浜小学校の解体において平成29年5月の調査で外壁アスベストが出なかったのか、また今回調査を行ったのかとの問いに、事業者募集段階では、当時規制のアスベストについて昭和62年度に調査した結果を提示、その後庁舎等の外壁アスベストが法規制がされ、それに基づき平成29年5月に高浜小学校の調査を実施し、外壁塗料にはアスベストが含まれていないとの結果、その後も規制が流動的でその後外壁だけではなく、内壁の中にも含まれる通知などの経緯もあり、令和元年5月の体育館解体時に可能性のあるところを全て調査した結果、2か所から発見されたとの答弁。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第4号、挙手全員により原案可決、議案第5号、挙手多数により原案可決、議案第6号、挙手全員により原案可決、議案第7号、議案第8号いずれも挙手多数により原案可決、議案第9号、挙手全員により原案可決、議案第10号、議案第11号いずれも挙手多数により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で福祉文教委員会の報告を終わります。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に予算特別委員長、柳沢英希議員。

9番、柳沢英希議員。

〔予算特別委員長 柳沢英希 登壇〕

○予算特別委員長（柳沢英希） 少し長いですがけれども、おつき合いをいただければと思います。議長より御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

3月9日開催の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案第20号から第27号までであります。

委員会は、3月11日の1日のみ開催し、まず正副委員長の選出を行い、委員長には私柳沢英希、副委員長には岡田公作委員が選出されました。

付託されました議案8件について、委員全員と市長はじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算において歳入歳出ともに款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては、歳入歳出一括にて審査を行いました。

それでは初めに、議案第20号 令和3年度一般会計予算の歳入、1款市税について、新型コロナウイルスによる税収減をどう反映されているのかとの問いに当局より、個人市民税及び法人市民税において約7億円、全体で約7億5,000万円の減、市税収入は81億739万4,000円と見込んでいるとの答弁。

また、市税収入について、近隣自治体はどうかの問いに当局より、高浜市が8.5%の落ち幅に対し、近隣5市平均では10.5%の減、名古屋市を除いた愛知県内の自治体平均は12.9%の減となっているとの答弁。

他の委員より、令和2年度決算見込みと令和3年度当初予算額を比較し、法人市民税が約3億円の減収だが、業種別何号法人ごとでの予測と令和3年度の都市計画税の充当事業はの問いに当局より、号数ごとではなく、業種で算出している、業種別では、自動車関連産業が大きく減収、

要因としては景気変動と消費税の引上げ、都市計画税は全額充当との答弁。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式譲渡所得所得割交付金、6 款法人事業税交付金、7 款地方消費税交付金、8 款環境性能割交付金、9 款地方特例交付金について質疑ございませんでした。

10 款地方交付税について、当初予算段階での財政力指数の見込みと3 年間の平均はの問いに当局より、令和3 年度は1.00、3 年間で1.02ですとの答弁。

11 款交通安全対策特別交付金、12 款分担金及び負担金、13 款使用料及び手数料、14 款国庫支出金、15 款県支出金について質疑ございませんでした。

16 款財産収入について、商工会への貸付収入の内容と積算根拠はとの問いに当局より、商工会の建物と土地で50万8,000円、倉庫で3万2,000円、平成29年から令和4年3月までの5年間とし、算出根拠は土地、建物、倉庫と使用している平米数に課税標準額の100分の4を乗じているとの答弁。

17 款寄附金について、質疑ございませんでした。

18 款繰入金について、公共施設等整備基金繰入金1億3,700万円の充当先はの問いに当局より、主に高浜中学校のプール改修工事、翼小学校の空調更新工事、吉浜小学校の大規模改造に係る実施設計等の業務委託料との答弁。

19 款繰越金について、質疑ございませんでした。

20 款諸収入について、高浜エコハウスの電気等収入とポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金についての問いに、当局より、エコハウスの電気等収入20万1,000円は、太陽光発電の売電分、自動販売機の電気代であり、それぞれ実績分、商工会の電気使用料は、平成29年の契約時に過去の実績に基づき15万2,000円となっている、平成27年時と比較しても不足は発生していない、ポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金は、令和2年4月から令和3年3月の売上げとなる、令和2年3月から5月まで閉場しての減収との答弁。

21 款市債について、8 本の事業債は計画どおりの起債かの問いに当局より、突発的というものは特にないととの答弁。

次に、一般会計予算の歳出についての報告をいたします。

1 款議会費について、質疑ございませんでした。

2 款総務費について、AI を活用した総合案内サービス業務委託料があるが、導入して対応時間はどのくらい短縮できるのかの問いに、AI チャットポッドは24時間365日市民からの問い合わせに対応ができるもの、コストも大事だが、AI の学習も必要なので、他自治体との共同調達を行い、費用は抑えている、また事業費以上の削減を図っていくとの答弁。

他の委員より、防犯カメラの1 台当たりの設置工事費、今後の設置予定台数、設置場所はの問いに当局より、新規設置予定は5 基で、金額は294万6,000円、設置場所は小池町交差点、沢渡町

交差点、碧海町三丁目交差点、中部公園西側交差点、論地町三丁目交差点の5か所との答弁。

他の委員より、50周年記念式典業務委託料の大幅増は、2年分まとめた増額なのか、エコアクションポイントシステムについてももの問いに当局より、令和2年度では式典をかわら美術館のホールを予定したが、延期になり、令和3年度はたかぴあのメインホールを予定、また市民表彰を令和2年度と令和3年度の2年分を表彰する、そして、コロナ対策も含め90万円余りの増額となるとの答弁。

エコアクションポイントシステムは、エコ活動や50周年記念事業などに参加した市民の方に対するポイント付与で、試験的、実験的なものであるとの答弁。

他の委員より、町内会集会所等建設費補助の内容、心の健康相談業務委託料の市としての考え方、ふるさと応援支援業務委託料の内容等はもの問いに当局より、町内会集会所等建設費補助金は、二池町町内会のエアコン修繕で、2分の1の金額補助を計上、心の健康相談業務委託料は、令和2年10月から実施しており、契約先は精神疾患の対応ができる矢作川病院、健康相談を始めてから病気で休むといった件数も減っている。ふるさと応援事業支援業務委託料は、コールセンター業務、返礼品在庫管理業務、ポータルサイト管理業務、返礼品の発送管理業務、返礼品代金一括代行業務、印刷物発行郵送業務、またワンストップ特例申請書受付業務などが取扱業務の内容との答弁。

他の委員より、経常経費削減を念頭に置いて予算編成をしていると思うが、その成果はもの問いに当局より、市庁舎や小学校における高圧電力購入の入札や会議の開催数、委員の人数の適正化、事務用品の集中調達などを行い、グループごとに工夫しているとの答弁。

3款民生費について、障害者地域生活総合支援業務委託料について整備内容と具体的な活用場面はもの問いに当局より、地域生活支援拠点とは24時間365日対応の相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会の場合、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりの5つの機能を備える。高浜市では今ある施設を活用して、複数の機関が協力し、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らせることができるように支援するための体制を整備させていただくもの、活用場面は、例えば介護者が急病で自宅で支援が受けられない、また緊急時でショートステイが空いていない、本人の状態により自宅以外の受入れが難しい場合などに備え、地域生活支援コーディネーターが緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や体験の機会、場を提供し、自宅以外の支援が受けられるように支援することにより、緊急時にも必要なサービスがコーディネートできるように地域の体制づくりを進めていくものとの答弁。

他の委員より、生活困窮者自立支援事業、アウトリーチ支援員について、事業開始から対応件数、主な対応内容、成果、今後の課題等はもの問いに当局より、これまで支援を行った方は23名、支援内容は、ひきこもりの自立支援が14名、長期不就労者の就労支援が9名、そのうちひきこもりの方が1名、長期の不就労者の3名が就労につながった。ひきこもりや不就労者は、長期化す

るほど支援に時間がかかる傾向がある。長い時期から相談に乗り、支援を行うことが効果的であり、早期発見、早期支援につながるよう積極的な周知と民生委員をはじめとした地域関係者からの情報収集に努めていくとの答弁。

他の委員より、小規模保育事業でからんこえを5名の家庭的保育から10名の小規模保育に拡充するということだが、移行することになった理由はの問いに当局より、家庭的保育に携わるには、保育士資格があっても別途研修の受講が必要であり、ほかに保育所を抱える法人にとっては、人事のやり繰りがしづらいので、別途研修の必要がない小規模保育への移行希望があった。待機児童対策を進める市と園の意向が合致したとの答弁。

4款衛生費について、委員より、一般不妊治療費助成事業補助金の実績と今後の予算についての考え方は、また新型コロナウイルス感染症対策の集団接種業務委託料で、会場がいきいき広場だが、駐車場の心配はの問いに当局より、一般不妊治療の一昨年の実績36名を見込んで今回の予算になった。また、集団接種の駐車場不足への対策として2部制に分けているのと臨時駐車場を活用しているとの答弁。

他の委員より、電子母子健康手帳アプリケーションシステム使用料について、利用状況と利便性等の保護者の評価、コメントはの問いに当局より、利用開始から半年で登録者は342名、妊婦の方が多い傾向、引き続き母子健康手帳時や乳幼児健診、予報接種の開始時期である赤ちゃん訪問時にアプリの紹介をしている。利用者の評価は、予防接種の接種時期に事前に通知が来て便利であると聞いているとの答弁。

5款労働費について、質疑ございませんでした。

6款農林水産業費について、地域農政総合推進事業で、来年度もジャンボ落花生の活動をされていくと思うが、農福連携も含め実績と今後の展望はの問いに当局より、土壌改良など取組み、収益を上げている。また新たな販路拡大にも取組み、イオンにも出店している。農福連携も一昨年度から進めているが、委員会を立ち上げて先進的な活動を参考にして進めているとの答弁。

7款商工費について、委員より、企業誘致等に関する奨励金や企業再投資促進補助金で約4,000万円の予算の計上がされているが、今回の補助金は何社の企業に交付するのか、また誘致につながった企業数はの問いに当局より、企業誘致に関する奨励金の交付対象企業数は5社、このうち市外からの誘致につながった企業は2社、企業再投資促進補助金の交付件数は既存企業1社の交付を予定との答弁。

他の委員より、全国高校生SBP交流フェアで高浜高校が文部科学大臣賞を受賞されたが、この活動を通じて高校生たちはどのような変化や成長を遂げたのかの問いに当局より、SBPの活動を通じてあきらめないで挑戦する姿勢が醸成され、積極性も出てきている。また地元企業や職人さん、そして全国の高校生たちと関わることで皆で一緒に成長したい、誰かに必要とされる存在になりたいと考え方が変わってきているとの答弁。

他の委員より、いきいき号循環事業だが、今年度の秋にはいろいろと見直しはあるのかの問いに当局より、ルート変更等については、専門家を入れて検討や業務委託を実施する計画も必要かと感じるが、コロナ禍ということで、公共交通会議は開催できず、財源不足という面もあるなどで、今回は見送りして令和4年度に会議体を設け協議していきたいとの答弁。

8款土木費について、都市計画マスタープラン策定業務委託料について3年間の債務負担とした根拠、最終年度となる令和3年度の委託内容はの問いに当局より、まず策定期間として土地利用に係る現状調査、これと学識経験者などで構成した策定委員会の発足に1年、この策定委員会に御意見をいただき、市域の全体、各小学校区単位の都市計画の方針、将来ビジョンの策定、パブリック・コメントの実施、また都市計画審議会での審議期間に2年が必要であると考え、計3年での実施とした。来年度の委託内容は、小学校区単位の都市計画に係る方針などの地域別構想の策定、パブリック・コメントや都市計画審議会の資料策定などと答弁。

他の委員より、公園等用地借地料、公園等維持補修工事は、具体的にどこなのかの問いに当局より、公園等の借地料は中部公園駐車場、子ども広場、吉浜駅のトイレをお借りする費用として計上、公園の補修工事費は、大清水公園の照明灯を直していくため、予算計上している。規模の大きなものや地域との調整が必要とされるものは順次進めているとの答弁。

9款消防費について、消防団活動委託料の積算はどのようにとの問いに当局より、積算の基礎は大きく分けて行事に関する費用、訓練に関する費用、火災等の警戒に要する費用で構成されていて、行事に関するものが218万6,000円、訓練に関するものが658万2,600円、警戒活動に関する費用が157万5,000円、合計で1,034万3,600円という内訳になっているとの答弁。

他の委員より、消防団員を家賃補助金増の理由、また補助の利用数、来年度の入団者数はの問いに当局より、令和元年度は16名、今年度は見込みも含めて24名という状況、また来年度の入退団の状況は、現在各分団と調整中で、数字は確定していない状況との答弁。

10款教育費について、保護者連絡システム導入業務委託料について、運用費用の2分の1を保護者が負担となっている理由はこの問いに当局より、本連絡システムの導入は、従来の紙媒体での配布に変わるため、1人当たりが負担する用紙代は節約されることになり保護者の負担額も少なくできると見込んでいる。学校からの配布文書や連絡等に対して一定の費用負担をしていただくことで大切な情報である。こういう認識を持ってもらい、意識を高めて見ていただくことも期待しているとの答弁。

他の委員より、児童・生徒健全化育成事業について、スクールソーシャルワーカーを設置し、生徒指導上の課題に対応するため令和2年度より新たに取り組んだ事業になるが、事業開始からの相談件数、対応内容、成果はこの問いに、令和2年度の支援内容は、不登校関係が4件、暴力行為関係が2件、児童虐待の関係が1件、心身の健康についての関係が2件、発達障がい関係が5件、貧困問題が1件、合計が15件、そのうち10件が問題解決や事態の好転に至っている。そのほ

か5件については、現在も継続支援中。また、スクールソーシャルワーカーの訪問活動の回数は、学校へ104回、家庭へ87回、適応指導教室へ81回、その他関係機関へ14回、合計が286回訪問活動を実施、さらに教職員や関係機関とのケース会議は29回実施し、延べ68人が参加、これまでの学校による児童・生徒への直接的な支援だけでなく、家庭の抱える様々な課題についてまで支援を広げることができるようになり、スクールソーシャルワーカーへの相談は、学校や保護者だけでなく、市内の関係機関からも寄せられており、児童・生徒の課題を支援する際は、市内のあらゆる関係機関と連携をとり、解決に向けて支援活動を行っているとの答弁。

他の委員より、かわら美術館の防災設備改修工事費と電気設備改修工事費の内容、スポーツ施設指定管理料はどこに当たるのか、体育センター解体工事費は市のほうで設計見積もりを作るといふことかの問いに当局より、美術館の改修工事の工事の内容は、防災設備の改修、非常灯のLED化への改修、排煙設備の改修、誘導灯のLED化への改修で、設置以降更新を行っておらず、劣化して不具合が生じているところもあり、予算計上をした。電気設備についても受変電設備の関係工事で、これも設置から一度も更新をしてなくて故障で不具合が生じている部分を更新、金額については、見積もりをとり参考にして予算額を計上。スポーツ施設の指定管理料は、武道館、碧海グラウンド、碧海テニスコート、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、流作グラウンドが対象施設、体育センターの解体工事費については、設計委託は過去に外部委託をして設計していただいている、解体後については、令和3年度は壊した後このままの状況との答弁。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について、質疑ございませんでした。次に、特別会計に移ります。

議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、なぜ高浜市は国保税が高いのかの問いに当局より、近隣各市で高浜市と比較し低い税率というところがあるが、基金や一般会計からの法定外繰入れなど国保税の収入以外の財源で補填していると推測できるとの答弁。

議案第22号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計予算について、歳入の不動産売却収入で391平米の処分と説明があったが、場所と理由はの問いに当局より、場所は神明町二丁目にある所有地391平米を売却予定、これは代替予定地をお求めになられた場合等に処分していくものとの答弁。

議案第23号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、公共駐車場で上げている収益（繰越金）を一般会計に計上可能かの問いに当局より、できなくはないが、駐車場施設の大規模改修等を考えれば、財源を積んでおく必要があるとの答弁。

議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計予算について、地域密着型介護サービスの給付費が前年より5,300万円余の増額となっているが、その理由はの問いに当局より、地域密着型介護サービス給付費の増の要因は、芳川町にある短期入所施設に20床、地域密着型介護老人施設入所生活介護いわゆる地域密着型特養に本年4月から転用される予定で増額するもので、市内在

住者にしか入所ができないとの答弁。

他の委員より、国の調整交付金が何%になるのかの問いに当局より、調整交付金は今年度2.79%で試算しているとの答弁。

議案第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算、企業会計の議案第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算、議案第27号 令和3年度高浜市公共下水道事業会計予算について、質疑はございませんでした。

以上が審査経過の一部であります。概要報告といたします。

次に、予算特別委員会に付託されました議案の採決結果を申し上げます。

議案第20号、挙手多数により原案可決。

議案第21号から議案第27号までの全議案は、挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過と概要の結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

[予算特別委員長 柳沢英希 降壇]

○議長（杉浦辰夫） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論いたします。

第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について。

市議会は、市長に対して独立し対等な立場で相互に牽制し、緊張関係を保ち、議論を尽くしながら市にとって最良の意思決定をすることで市民福祉の向上や公正で民主的な市政の発展を目指していく使命があります。当局に市政運営の調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められています。市長に対してバランスをとる一方的な行為をとめる牽制の意味合いも含まれるとして条文改正が必要だとしていますが、修正前のように牽制や監視のほうが適切と考えます。市長の市政運営に対して監視や検証を行い評価をしていくのが議会の役割と考えます。

市長に対して均衡でバランスをとると言われますが、議会がバランスをとって・・・・・・はいけないと考えますし、バランスをとってはいはチェック機能は働かなくなります。

以上、反対討論といたします。

第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について。

当初財政的な支援として、中心市には4,000万円を、周辺市町村には1,000万円を上限に措置されると言われていましたが、今回こういった取組を取り組むかによって優先的に採択いただけると言われ、特別交付金の中に入っているとのことで、何がどれだけ交付されているのか理解できないようでは対等、平等ではないと考えます。

国中心に構想が推進されてきていると思いますが、周辺市と位置づけられる高浜市としては、自立が様々な面で困難になるのではないかと懸念しています。

中心市になるのと周辺市になるのとでは、国や県も含めて扱いが変わってきますので、自立を目指す高浜市として、広域行政圏推進の一つの形態というものに大いに注意して、差別的な扱いをしないようにしなければいけないと考えます。広域行政、一部事務組合などは、基本的に対等、平等の資格で参加をする組織ですが、広域行政圏構想では、周辺市は中心市にお願いをして利用させてもらうとなっています。それでは対等、平等の立場ではありません。

職員の合同研修も行っているとお話がありましたが、どこの自治体とでも研修を行うことはできると考えます。

医療、健康の連携では、どこの病院でも受診は可能ですし、交通の便が問題になりますが、刈谷だけではなく、どこでも交通の便がよくなれば選択肢が増えることになります。

以上、理由を述べて反対討論といたします。

議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について。

介護保険制度は2000年からスタートし、3年ごとにサービス内容や保険料が見直しをされ、その間、40歳以上の国民が保険料を納め、市区町村の要介護認定を受けてサービスを利用する仕組みの制度です。介護保険スタート時には、全国平均2,911円でしたが、改正のたびごとに約10%の引上げ、介護サービスの利用者負担は、2015年に所得に応じて2割負担、2018年には所得に応じて3割負担にアップしました。今回5段階（基準額）を120円引き上げましたが、基金を取り崩すなどして据え置きにできなかったのか、支払準備基金が2億1,000万円あったのを1億2,000万円取り崩して9,000万円にしたとのことですが、2億1,000万円の準備基金はこれまでの第7期の高齢者が納めた介護保険料です。それを使って保険料に充てることもできたと考えます。衣浦5市でも3市が据え置きにしているではありませんか。コロナ禍で厳しい財政状況です。こんなときこそ据え置きにするべきです。

以上、反対討論といたします。

議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

大山公民館、大山会館といったときは、公民館機能の残していましたが、なぜここにきて廃止

するのか質問をすると、たかぴあの運営委員会で公民館の事業を削ることが承認され、削ってもよいとなったので削りました。以後は公民館は吉浜公民館のみとするとの答弁でした。公民館とは、社会教育主事といった資格のある方が公民館運営事業として運営をしていくものと考えます。専門家がいるといないのでは運営内容に違いが出てくると考えます。簡単になくすことは許されません。

以上、反対討論といたします。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（杉浦辰夫） 再開します。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） ただいまの15番議員の討論の中で、議案第5号に対する反対討論の中におもねるという言葉を使いました。このおもねるといのは、機嫌を取ってその人に気に入るようにするとか、へつらうとかいう意味の言葉であります。抑制と均衡という言葉に変更するその均衡の中にへつらうだとか機嫌を取るという意味合いは一切入っておりません。そういうところをもってその言葉の削除を求めたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま北川議員より内藤とし子議員に対しての発言の中でおもねるを取り消されたいとの動議が出されました。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

本動議を議題とし、採決いたします。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ……については、取り消させていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 先ほど発議しました動議は、取り消させていただきます。

○議長（杉浦辰夫） ただいま内藤とし子議員が発言されたおもねるという発言に対しては取り消しされるということに対し、北川広人議員から取り消すという発言が……。

15番の内藤とし子議員の取り消すということに対しての発言に対しての御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

なお、11番、北川広人議員から今の内藤とし子議員のおもねるを取り消すということに対して発言し、その発言に対して動議を出されたことに対して撤回するということに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第8号につきまして、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定に基づき、介護保険料及び上乘せサービスの見直しによる区分支給限度基準額の改正が主な内容であります。

本条例に定められている保険料率につきましては、高齢者数や要介護認定者数の伸び、過去の給付実績などから向こう3年間の給付費、さらに0.7%の介護報酬の改定などを推計した上で上乘せサービスについても見直すなど介護保険審議会の中で議論が重ねられ、保険料が決定されたとお聞きしております。その結果、基準となる月額保険料は5,800円で、現行の5,700円から120円の増加となっておりますが、増加率につきましては2.1%と第7期の4%よりも1.9%低い増加率となりました。

また、所得段階を県内トップの17段階を維持していることは、低所得者対策としても評価できる点であり、加えて支払準備基金の取崩しを1億2,000万円を見込んでいることは、制度の持続可能性を見据えた計画のある対応であると評価しているところであります。

今回策定した第8期の計画では、「みんなで、つながり、つくろう！いつまでも健康でいきい

きと暮らせるまち たかはま」といった新たな基本理念を掲げてみえます。当局におかれましては、この理念に従い、高齢者本人はもとより、その家族、医療、介護、福祉サービスの提供事業者、地域社会がつながり、高浜らしい地域包括ケアシステムを構築し、充実していただくことをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について、反対討論を行います。

第9条、議員の役割と責務の1項における監視及び牽制する機能を果たしますを監視し、抑制と均衡を図る機能を果たしますと改正することに反対です。

まず、この改正案は、自治基本条例の5年ごとの見直しにより令和2年9月25日の各派会議において市政クラブから提案されたものです。この各派会議では、意見がまとまらなかったため、その後令和2年10月1日、議会運営委員会においても議論されましたが、意見が一致となりませんでした。その場で採決により修正案が賛成多数となったため、自治基本条例検証委員会へ議長が出席し、その報告を行いました。その後パブリック・コメントの募集が行われ、この条例に対し市民から意見が寄せられました。修正に賛成する市民は1人もいらっしゃらないばかりか、皆さん修正案に反対でした。

そのパブリック・コメントを受けて、令和2年12月23日の各派会議において議論を行いました。そこでも意見の一致はありませんでした。そのため同日の議会運営委員会において採決が行われ、修正することに多くの議員が賛成し、自治基本条例検証委員会にこの結果を議長が報告しました。

自治基本条例検証委員会では、議会での条文改正の意見を受け、改正することが決定され、本議会に提案されたものです。この間、議論や採決を行ってきた各派会議や議会運営委員会において私は1人会派のためオブザーバーという立場でしか参加できません。発言はできても採決には参加もできません。よって、この修正案は議会の総意ではないことをまずもってお伝えいたします。条例の改正の発議は、議員の総意によって行われるべきと私は考えます。

また、自治基本条例検証委員会が改正を決めた理由は、先日の福祉文教委員会において深谷部長が高浜市議会基本条例の前文に文言を合わせるといった議会の意見を尊重したとの答弁がありました。しかし、高浜市議会基本条例の前文に合わせるといった意見は、各派会議でも議会運営委員会においてもどの議員も発言しなかったことであり、検証委員会において議長が突然個人的な意見として発言したものです。これは議会を代表する議長としてふさわしくない発言であると考えます。その後の各派会議において私が訂正を求めましたが、議長はいまだ訂正もしておりませ

ん。

地方自治法第96条に議会の議決事件が定められておりますが、議会に比べ市長は予算編成権と予算執行権を持っているため、議会より大きな権限を持っております。予算を議会が議決したとしてもその予算を執行する権限を議会は持ち得ていません。このように市長と議会は持ち得る権限が大きく異なっています。このことについては、令和2年11月16日の高浜市自治基本条例検証委員会において委員長の中川先生も同様な発言をしてみえます。高浜市議会基本条例の前文に市長と相互の抑制と均衡を図りという文言がありますが、理論上できないことを条例で制定することができないと考えます。これは制定当時の高浜市議会の議員らが議会の権限を知らなかったため誤って明文化されてしまったものと考えますので、高浜市議会基本条例を改正すべきと考えます。

自治基本条例第1条の目的には、市民が主体となった自治の進展、同第2条第4項には、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわる、同第4条第1項には、議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意見を反映した市政運営を行いますとうたわれております。パブリック・コメントを提出した市民は、誰1人この改正に賛成していなかったことから、自治基本条例の各条文に従えば市民の条文修正に反対する意見を尊重すべきではないでしょうか。

また、市政クラブの提案時の説明では、議会の役目として市政運営の監視と牽制はもとより、市民のために市政を進める役目があるので、対となる抑制と均衡を図る機能に変更すべきと考えたとありましたが、抑制の対となる言葉は推進です。また、均衡を文言に入れるとするならば、監視及び牽制をすることで結果的に市と議会はバランスを保つことができるため、監視及び牽制することにより均衡を図ると改正するのであればまだ納得できます。しかし、議員が行う均衡を図る機能とは、具体的にどのようなことなのでしょう。これについては、福祉文教委員会で質問がありましたが、答弁されませんでした。

近年高浜市または市長を被告とする多くの訴訟が提訴されており、現在も訴訟中の案件が幾つ也存在しています。このことは議会が市政運営をしっかり監視及び牽制をしてこなかった証拠ではないでしょうか。

以上のことを踏まえますと、均衡を条文に入れることはますます議会としての機能が果たせなくなるおそれがあると考えます。

続いて、議案第11号 事業契約の変更について、反対討論を行います。

この議案について私が問題視する点は、3点あります。

まず1点目は、高浜小学校体育館解体に当たり、令和元年5月にアスベスト調査を行ったことです。サイディングボードに含まれるアスベストについては、昭和62年の環境省からの通達により調査の上、適切な処理を行ってなければなりません。また、リシン吹きつけに関しては、平成28年4月に国から示された建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上げ塗剤からの石綿

粉塵飛散防止処理技術指針に基づきアスベスト調査の上、適切な処理を行わなければなりません。

また、平成29年3月17日、公共施設あり方特別委員会において、「今回庁舎の外壁でアスベストが発見されました。それまでは我々もそういった認識がありませんでしたし、ほかの事例においてもなかなかそういった認識というのはなかった、当市だけが特別そこに気がつかなかったわけではないというふうに考えております。その上で、今後こういった解体を伴う工事については、入札の前のアスベストの調査を含めて、当初の契約の中にこれらが含まれるようなそこは改善をしていく必要があるものと考えております。今回入札公告をしたときには、その部分まで至っておりませんでしたので、そのようなことにはなっておりませんが、今後は気をつけていくということが一つございます」と総務部は答弁しています。このことから勤労青少年ホームや中央公民館解体時のアスベスト処理は、これらを踏まえて指針に基づき事前に調査し、適切に処理を行ったのではないのでしょうか。

以上のことから、高浜小学校整備事業契約前にアスベスト調査を行うべきであったと考えます。今後もこのような問題がないようにしていただきたいと思えます。

2つ目は、処理にかかる費用についてです。今回の費用を市があおみが丘コミュニティと協議して決めたということですが、これはあおみが丘コミュニティの言い値で工事を行ったことにほかになりません。また、見積もりをとった2社の価格が452万円余と501万円余であり、あおみが丘コミュニティの見積もり価格410万8,000円余に対し、処理費が最終的に587万4,000円とどの価格よりも大きく上回ることになっています。見積価格を上回る契約はあり得ません。

また、本庁舎解体時のアスベストは、エポキシ樹脂系吹きつけで体育館のリシン吹きつけより手間がかかる工事になりますが、処理費が平米約1万4,000円であったことを考えますと、本体の解体工事費が平米5万円以上になるということは、本庁舎の3倍以上の費用になるため納得できません。

また、足場と防災・防塵シートは別なので、追加費用がかかるという委員会での答弁がありましたが、防災・防塵シートを張る場合も足場を組んだ上で防災・防塵シートを張ることになります。なので、当初予定していた防災・防塵シートの下地となる足場費用を差し引いて契約すべきであると考えますが、足場費用がそのまま追加費用となることは理解できません。当局の説明では、税金の不適切な支出があったと言わざる得ません。

最後に、契約に問題があるということについて指摘します。

高浜市整備事業契約書第3条で、事業契約に関する議決が必要であるという規定、そしてPFI法第12条で事業契約に関する議決が必要であるという規定から、今回のアスベスト処理工事は契約変更の議決を得る前に工事を行い、処理をしています。当局の説明は、委員会において廃棄物の量が確定できないため変更契約ができないという答弁でした。しかし、高浜市契約規則第29条において、市長は議会の議決に付すべき事項の契約を締結するときは、議会の議決があった後

に本契約を締結する旨を落札者または契約の相手方に告げ、かつこの旨を記載した仮契約書を作成しなければならないとされているにもかかわらず、仮契約さえも結んでおりません。本来であれば仮契約を結んだ上で議会の承認を得て、この承認により本契約に移行し、工事終了後に工事金額を確定させた上で再度の契約の変更を行うことが条例にのっとり正しい手続なのではないでしょうか。

また、変更協議書を締結したからとか、令和2年度の予算の範囲内での工事だから問題がないという答弁がありました。が、予算は高浜市内部の手続であり、変更契約は工事の相手方に対する手続であり、それぞれ対象が違います。契約変更の手続は、法律や条例にのっとり行われるべきであります。本議決が承認されなければ工事代金の支払いができないわけですから、代金が支払えないからこの議案を可決してほしいと言っているようなものです。とても理解できるものではありません。

このように法令に必要な手続をしていない契約を行うことは、非常に問題でありますので、この議案に賛成できません。

以上です。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） 議長より発言のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、高浜小学校区における公民館活動の主体でありました高浜公民館活動運営委員会が今年度限りで活動を終え、昨年12月の総会において運営委員会の組織を解散することが承認されたことに伴い改正されるものでございます。

運営委員会においては、活動者の高齢化といった課題、あるいは新型コロナウイルス感染症拡大を契機に事業の見直しや廃止を検討したほうがいいといった声が挙がったことから、各事業部会に対して今後の公民館事業のあり方について意向調査が行われました。その結果、校区内の重複、類似している活動等がある、活動の場としては、公民館に限らなくてもいいのではないかとといった意見が多数を占めたことから、運営委員会を解散する運びに至ったとお伺いしております。

また、今年度をもって公民館活動を終えることにつきましては、既に皆様御覧になっていると思いますけれども、広報たかはま1月1日号の配布に併せて公民館だよりの最終号をこちらは全世帯配布されております。公民館活動に区切りをつけることとなった背景や経緯等が丁寧に記されています。規則に定める公民館事業とは、高浜公民館事業のことで、高浜小学校区における公民館活動の主体である運営委員会が解散することを地域で決定された以上、条例に定めておく必

要性もないことから、本議案には賛成をいたします。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番（神谷利盛） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第11号 事業契約の変更について賛成の立場で討論をさせていただきます。

高浜小学校等整備事業は、平成29年3月にあおみが丘コミュニティ株式会社と事業契約を締結し、予定どおり今月末に竣工する見通しとなっております。

さて、今回の事業契約の変更は、建物物価上昇によるサービス対価改定と体育館解体時におけるアスベスト処理費用について契約金額を変更するというものであります。

1つ目の建物物価上昇によるサービス対価改定では、事業計画書に基づき3期工事のサービス対価の改定額を適正に算定し、契約変更額が示されています。

次に、2つ目の旧体育館解体時のアスベスト処理費用が増加した件につきましては、令和元年12月18日開催の全員協議会においてアスベストの処理方法、予算措置の時期、事業契約変更の議会への上程時期は、アスベスト処理後の令和3年3月定例会になっていますが、今回はその報告により廃棄物処理量確定後速やかに本定例会に上程されたものであります。

また、アスベスト処理法については、現場の状況等によりケース・バイ・ケースであることを踏まえ、複数の業者からの見積書を提出し、処理費用の妥当性を確認し、事業者との協議を重ね、アスベスト処理が実施されたのであります。

以上、いずれも適正に処理されていますので、議案第11号の事業契約の変更については、賛成とさせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第20号 令和3年度高浜市一般会計予算について、反対の意見を申し上げます。

まずもって長期財政計画について当局からの説明を私が議員になってから受けたことがありません。平成29年2月9日、公共施設あり方検討特別委員会において、当時の財政担当は、「長期財政計画の説明で長期財政計画見通しは持続可能な財政運営を確認するため、当初予算案審議の前提となるものでございますので、国の制度改正や直近の予算決算額の反映、公共施設総合管理計画の見直しに合わせた修正を行い、毎年度当初予算案上程の前にお示しするものでございます」と答弁しています。今回長期財政計画が示されたのは、本会議1日目であり、当初予算上程前ではありませんでした。

今回の予算においてコロナウイルス感染症の影響を受けることは確実でありますので、私はいち早く長期財政計画を確認すべきと考えました。議長宛てに議会に対して長期財政計画について当局から説明を求める要求書を提出しましたが、長期財政計画と来年度予算は別物、関係ないという理由で拒否されました。当局は長期財政計画について持続可能な財政運営を確認するため当初予算審議の前提と答弁していること、希望する議員に対しては、今後説明を行っていただくことを要望します。

そして、コロナ禍において市民は日々生活していくわけですので、必要な予算はしっかりつけるとともに、不必要な予算は削るべきです。これは一般質問でも取り上げましたが、広報の制作費は458万2,000円が計上されていますが、作成部数は1万3,000部です。高浜市は全世帯数が2万656世帯ですので、最初から全世帯への配布を行わないということで、これは問題です。広報は市民に市の政策を知らせることが目的なはずで、特にコロナ感染拡大によるいろいろな支援施策について市民にお知らせをすることは、市としての責務であると考えます。

また、市役所本庁舎の使用料及び賃借料が1億6,483万8,000円、これは20年間支払い続ける賃貸料です。20年間支払い続けると総額は約33億円弱となります。当初貸主である大和リースから建築費は約10億円と説明がありました。建築費に比べ支払い金額が多額であり、このまま引き続きこの金額を支払い続けることは、市民の理解が得られないのではないかと考えます。なぜこのような金額となるのか納得のできる説明が必要であると考えます。

保育園の待機児童は、令和2年4月現在で1歳児23名でありました。家庭的保育が小規模保育園へ1園変わりますが、まだまだ足りないのではないのでしょうか。

みどり学園運営事業予算では、移転に関する予算は計上されていません。令和4年度から高取小学校大規模改修が始まりますし、令和4年度に機能機転するのであれば既に移転先が決まってその準備に入らなければならない時期にきていると思いますが、いまだに移転先は検討中ということですので、非常に問題だと思います。

以前一般質問においていきいき号運行改正が昨年の秋に行われる予定という答弁でしたが、コロナ感染拡大を理由に予定どおり行われず、改正に向けた予算は来年度には計上されていません。市民への説明が必要と考えます。

S B P活動推進事業費として株式会社百五研究所への委託料が209万円計上されています。高校生が自主的に地域経済を盛り上げる一端を担うべく活動することに多少の補助金を出すことは問題ありませんが、一企業に対してそれを指導していただく委託をまだしなければならないのか疑問に思います。今まで培ってきたノウハウを生かして高校生なりに自分たちで勉強し、活動を続けていただきたいものです。

また、この活動について長期的な人材育成が高浜市のまちづくりへとつながると発言されました。そうであれば税金を使うことでもあるので、高浜高校に限定することなく、市内の高校

生に対しアイデアを募って補助金を出すことでこうした取組を広げていっていただきたいと思えます。

公園維持管理補修工事費860万円計上されていますが、何年も壊れたままで放置されている公園ベンチやキック板などがあります。いつまでにどこを修理するのかを明確にし、危険のないように市民が公園利用できるようにしていくべきと考えます。

高浜小学校整備事業維持管理モニタリング業務委託料457万6,000円は、P F I 事業によってかかる経費であるため、P F I 事業を行わなければ発生しない経費です。高浜小学校の複合化による事業が今年度終了することから、P F I 事業及び複合化による効果についての検証はすべきと考えます。

地域交流施設等運營業務委託料859万3,000円は、地域交流施設たかぴあを高浜スポーツクラブに業務委託をしている費用になりますが、高浜スポーツクラブへの委託に関しては、入札を行わず随意契約で行っています。また、この随意契約は契約規則にのっとりた手続による契約でないことも分かってきました。また、たかぴあに複合予定であった高浜北部老人憩の家、高浜中部老人憩の家、高浜ふれあいの家は、それぞれまだ高齢者が使用していますが、耐震診断を行ったのは高浜ふれあいの家のみで、5年も複合化の検討をしている状況です。ほかの老人憩の家については、全て耐震診断もしていないのですが、来年度も耐震診断の予算が上がっていません。管理上非常に問題があると考えます。

長期財政計画では、かわら美術館指定管理料が本年度まで1億300万円で、来年度からは6,000万円とし、約4,000万円削減する予定でしたが、結局来年度の指定管理料は9,990万円とわずか40万円しか削減されていません。これも市民への説明が必要です。

以上、主な点を申し上げましたが、細かい部分ではまだまだ無駄遣いをなくす余地はあります。これをもって反対討論を終わります。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時00分。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第20号、第21号、第24号及び第25号の4議案につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度の施政方針の中で吉岡市長は、令和3年度は市制施行50周年という節目を越え、新

たな船出の年、大変波は高く、難しい航海の始まりになるとおっしゃいました。新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか、収支のバランスはいつ回復するのか、こうした懸念が念頭にあっての発言であろうかと思えます。

歳入の根幹である市税収入は、コロナ禍における経済の低迷に伴い、リーマンショック時である平成21年度と同規模の81億739万円、前年度当初予算比7億5,000万円と歳入の大幅な減によりリーマンショックのときと同じように財政調整基金や公共施設等整備基金を最大限に活用しての大変苦慮されての予算編成であったかと推察いたします。

ただ、このことは今回の新型コロナ対策がそうですが、福祉、医療、教育、子育て、防災など市民生活を支えるサービスを継続するために中長期の視点で公共施設の老朽化問題に早くから取り組み、財政負担の軽減、平準化を図り、不測の財政支出に備えてこられたからであります。

こうした中、令和3年度の予算編成方針は、新たな日常へのチャレンジ予算と位置づけられました。新型コロナウイルス感染症への対応を最優先にコロナ終息を見据えた事業の見直しや経常的経費の一般財源ベースでの削減、そして事業の重点化といったテーマを掲げて取り組まれています。リーマンショックの教訓を生かしながら苦労された点は数多くあったかと思えますが、限られた財源の中でも市民生活を支えるためのコロナ対策や将来を担う子供たちの学びや子育ての環境を維持していくための教育、子育て環境の整備、公共施設総合管理計画の着実な推進など市長の思いが伝わる予算になっているものと高く評価いたします。

それでは、次に個別の事業について第6次総合計画の後期基本計画における基本目標に沿って賛成の立場から申し上げます。

初めに、1、「みんなで考え みんなで汗をかき みんなのまちを創ろう」では、AIを活用した総合案内サービスを実施するための予算や職員の在宅勤務を推進するためのテレワークに関する予算、そしてAI、OCRの活用のための予算が計上されています。国においては、今年の9月にデジタル庁が設置される予定であります。ポストコロナに向け、国と県と連携を図りつつ、高浜らしさのある行政のデジタル化を推進していただきたいと思えます。

2、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、家庭的保育事業の一部を小規模保育事業に移行するための予算が計上され、また学校関連施設では、高浜小学校等整備事業が終了し、次のステージへと移ります。高取小学校と吉浜小学校では、昨年度に引き続き大規模改修事業の実施設設計などが、また港小学校では長寿命化改良事業の基本設計等のほか、高浜中学校のプール改修工事やトイレの洋式化工事費も計上されています。待機児童対策への工夫した取組や未来を担う子供たちの教育環境の充実、向上につながる取組は、いずれも評価できるものであります。

3の「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、新型コロナウイルスなどの感染症対策、災害物資の購入費が計上されています。新型コロナウイルスの影響で災

害への備えは一層難しくなっています。感染を恐れて避難を躊躇しないよう万全な感染症対策をお願いしたいと思います。

最後は4、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」です。ここでは障がいのある方を地域全体で支える地域生活支援拠点等を整備するため、総合コーディネーターの配置に係る予算が計上されています。拠点の整備は障がいのある方だけではなく、この御家族も待ち望んでいたことです。地域での安心した暮らしの実現に向け大きく前進したものと考えております。

最後になりますが、時代の移り変わりや状況の変化とともに考えが変わることは当然のことです。ぜひこのコロナによる変化を脅威ではなく、機会と捉え、市長の市政運営の根幹にある言葉、「アシタのチカラ」でもって乗り越えていていただきたいと思います。

以上、議案第20号の賛成討論といたします。

次に、議案第21号 国民健康保険事業特別会計予算です。

国民健康保険事業は、平成30年度に制度が大きく改正され、愛知県が運営の責任主体となりました。市町村は県に納付金を納めることで医療給付に必要な財源が県から交付されるようになりましたので、当市のような小規模な保険者は安定的な財政運営ができるようになりました。とはいえ、被保険者数の減少や無職者、非正規雇用者の増加といった国民健康保険を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生活習慣病の早期発見、重症化予防事業の実施、ジェネリックの推進といった医療費の抑制に取り組む事業内容となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、医療費の変動や景気の後退など例年以上に社会情勢や制度の動向に注視した国保運営が求められています。また、セーフティネットとしての役割もさらに重要となってまいりますので、国や県とともに健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望し、議案第21号に対する賛成討論といたします。

次に、議案第24号 介護保険特別会計予算です。

介護保険特別会計予算では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定いずれも令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする第8期介護保険事業計画を踏まえた予算計上となっております。増加する要介護者への対応、介護費用の増加や制度の持続可能性といった様々な課題がある中、介護、そしてフレイル予防に対する各種施策が盛り込まれております。また、本年4月より芳川町にあります短期入所施設20床が地域密着型特別養護老人ホームに転用される予定と伺いました。これにより市内の施設待機者の減少につながるものと期待しております。

当局におかれましては、実態の把握や課題分析をしっかりと行うとともに、課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただくことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

最後に、議案第25号 後期高齢者医療特別会計予算です。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展により高齢化の医療費が増え続けている中で、将来にわたって安心して医療を受けられるよう平成20年4月に創設されました。本予算につきましては、

一層の高齢化が進む中で、財政運営のことを十分に勘案し、被保険者の方々の医療が安定して提供されるよう編成されています。今後とも愛知県後期高齢者医療広域連合との情報交換など緊密に連携を図るとともに、健全な財政運営に向け、一層の努力を行っていただけるよう要望し、議案第25号に対する賛成討論といたします。

以上のことから、議案第20号、第21号、第24号及び第25号の4議案につきまして賛成をいたします。

以上です。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、令和3年度予算関係議案のうち第20号、第21号、第24号、第25号、第26号、第27号について反対討論を行います。

議案第20号 令和3年度高浜市一般会計予算についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が見込まれます。歳入については、法人税の標準税率が12.3%から9.7%から6.0%へと約半分に企業の法人税は下がっています。評価課税でいえば14.7%から8.4%に下がっています。

そこで、当市の当初予算は、歳入については、自主財源が81億739万4,000円、リーマンショック時と同規模で前年度比マイナス8.5%の大幅な減少を見込んでいます。こんなときだからこそ10億円以上の法人では制限課税率が現在8.4%ですが、標準税率で言えば6.0%でみても1億円以上の増収となり、十分な課税能力のある資本を持つ法人への不均一課税を求めます。

都市計画税は7億7,751万4,000円ですが、固定資産税と合わせると46億円余にもなります。市独自に引き下げることができるのですから0.3%を今現在を引き下げて0.2%にして市民の負担を軽減することを求めます。

リニア新幹線建設促進期成同盟会負担金が6,000円計上されています。開業も延期になる見通しで、リモートで業務をしたほうが早いということもあり、知多駅前では80億円かけて駅前開発をする予定であったのが3年延伸を決めたなど変更の話が次々入ってきます。情報をしっかりつかんで対応していただきたいと考えます。また、無駄遣いで問題になっている大型公共事業であり、負担を見直す必要があります。

2款総務費、新型コロナウイルス感染症の予算は、防災活動費の新型コロナウイルス感染症対策分610万円やワクチンの個別接種業務委託2億5,000万円などであり、国庫補助事業です。市独自の事業はほとんど見当たりません。ワクチン頼みでは終息をすることは不可能ではないでしょうか。市民は自粛自粛でせめて西三河でも実施している自治体があるように水道の基本料金だけでも免除してくれないかと心待ちにしているのが実情です。

4款衛生費は、地域医療振興事業2億8,695万1,000円計上されています。高浜分院の草刈り業務18万6,000円や新病院、また分院の固定資産税補助金まで入れて支払う予定となっていますが、刈谷豊田総合病院の持ち物についてなぜ高浜市が負担しなければならないのか、なぜこれほどまでに一民間病院に手厚い援助が必要なのか疑問です。市民からもよく聞かれるところです。刈谷豊田総合病院の持ち物であれば刈谷豊田総合病院が草刈りも固定資産税も支払うべきです。住民の命と健康を守る最前線での事業として一層努力されるよう要望しておきます。

7款商工費、いきいき号はバス停の設置や運行の見直しなど市民が首を長くして待っていたものがコロナ禍で1年延期になりましたが、利用しやすいいきいき号になればと皆さんが待ってられます。一刻も早く見直しを進めることを求めます。

10款教育費は、中学校プール改修、中学校トイレ改修、港小学校長寿命化改良事業などめじろ押しです。余りにもこれまで建てただけで後のフォローをなさ過ぎたのではないのでしょうか。高取や吉浜小学校の大規模改修もあります。さらに少人数学級の35人学級も進められようとしています。また、教育環境の整備も図らなければなりません。

以上、一般会計予算の問題点を指摘して反対討論を終わります。

議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算。

本案は、2021年度の国保会計予算ですが、国保会計加入者の現状は高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増え、そのため国保は事実上低所得者でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。

加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず、保険料は年々上がり、支払いは困難になり、高く払えないの声が出ています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中で、短期保険証も令和2年度で世帯数4,749世帯のうち409世帯発行されています。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担でありました。現在かかった医療費の約30%に引き下げられています。

国保の被保険者は、所得の少ない方が多く加入している保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。ですから国庫負担を増やすなどの手だてをとるよう国へ強力に要請すべきです。この面では知事会や市長会なども同じように発言しています。同時に当市独自の施策として、一般会計からの繰入れを増額して国保加入者の命と健康を保障するよう求めます。

国保に関する観点では、市長は相互扶助の立場に立っていますが、同法は第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとうたっており、国保の社会保障の位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきです。

平成30年度から運営移譲で広域化して財政規模の安定化と県に運営を任せてきましたが、しか

し、県に運営を任せると1つ、国の責任放棄につながる、社会保障制度である国保は、国が制度設計や財政運営に責任を持つべきで、都道府県単位化はその責任転嫁です。

2つ目、国保会計が現状以上に悪化するということ。

3つ目、事業運営の問題です。被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができたのができなくなっています。

以上、反対討論といたします。

議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計予算。

本案は、令和3年度の介護保険制度についての予算案です。改定で基準額が120円引上げになります。準備基金が2億1,000万円あったのですから、基金を使って値上げを最小限にとどめることはできなかったのでしょうか。コロナで市民は厳しい生活を送っているのです。介護保険をせめて据え置きにする手だてを工夫をするべきです。

近隣市でも5市のうち安城市、刈谷市、知立市など3市は据え置きにしています。国からの調整交付金は2.79%です。これは介護保険の国の負担分はもともと25%あるはずなのに国は20%が国の負担であと5%については、人口割だとかを持ち出しているのです。最低25%は国の責任でみるべきです。

高浜市は、常に愛知県内でも近隣5市でも保険料はトップクラスです。これは上乘せ、横出しサービスの制度があるからですが、そのうち介護支援券の制度や住宅改修の制度は、市の福祉施策で行えば引下げができます。さらに特別養護老人ホームに入るには、要介護3以上でなければ入れないなどと決めてしまいましたが、利用者も事業者も困るような制度は見直すべきです。

障害者控除認定書について全ての介護保険認定者に発行すべきです。

以上、理由を述べて反対討論といたします。

第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算。

本議案は、2年ごとに改定になる制度です。令和2年度から保険料が約10%改定で上がり、またこの年2020年度より7割、5割、2割の低所得者保険料減免率が下がることにより、保険料が引上げになっています。この制度は保険料もさることながら、年齢で差別をして保険料も医療も差別する世界にも例のない制度であり、賛成できません。後期高齢者医療制度は廃止し、元に戻して財源など問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担を無料にし、高齢者の老後を安定、安心したものにすべきです。さらに所得が一定以上ある方を医療費負担2割にするなどもってのほかです

第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算。

本案は、2021年度の水道事業予算ですが、人間が生活する上でなくてはならない水に消費税をかけていることは認められません。愛知県内の水需要は、企業の再利用や減水活動などで減っている中、豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムは、総貯留容量9,800万立方メートル、総

事業費3,000億円もかけて進めようとしている巨大公共事業です。建設予定地は、地質地盤条件が特に悪い場所で、1960年代に電源開発が入ってすぐに撤退した場所なのです。ダム湖に水がたまれば地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。環境を破壊し、地域住民に危険を押しつける設楽ダム建設を愛知県が推進することは許されません。市は県に対してゼネコン型のダム建設の見直しを迫るべきです。

以上、反対討論といたします。

議案第27号 令和3年度高浜市下水道事業会計予算。

本案の業務の予定量は、令和3年度は80.7%の供用開始になる予定とのことです。この中で接続率が低いのは、平成28年度46.4%、平成29年度51.2%となっていますが、経済的な問題があって接続を渋ってみえるのではないかと考えますが、高齢者世帯など経済的弱者に対して接続工事費の助成等きめ細かい施策の実施を求めます。

以上。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第2号 高浜市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部

改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 定住自立権の形成に関する協定の締結について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 第2号は賛成です。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時34分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま 8 番の黒川議員から表決の訂正を求められましたが、高浜市議会会議規則の第73条、議員は、自己の表決の訂正を求めることができないということになっていますので、そのままをお願いいたします。

続けます。

日程第 2、議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査・研究・検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第 2 項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員長、柴田耕一議員。

6 番、柴田耕一議員。

〔議会改革特別委員長 柴田耕一 登壇〕

○議会改革特別委員長（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

1 つ、議員定数の見直しについて、1 つ、議会の広報広聴についての議論が行われました。

委員会では細かな議論をしましたが、この報告では主な内容について御報告をさせていただきます。

まず、議員定数の見直しについてです。

前回の委員会において次の選挙の 1 年前までに結論を出してほしいとの意向にて、7 月、10 月、12 月、1 月と 4 回にわたり各委員の考え方を明確にするとともに、定員見直しに付随して議員報酬、常任委員会の構成に対する各委員の考え方を文書にて提出をしてもらい発表し、それに対し、討議を進めておりました。

結果として、定員 1 名増の委員 1 名、定数削減の委員 7 名、現状維持の委員 8 名でありました。

定員増の委員より、過去においては減らしてきたが、人口が 3 万から 5 万に近づいている、チェック機能、監視機能を十分に発揮させるため 1 名増の 17 名とするという意見がございました。

次に、定数削減グループの委員より、議員 1 人当たりの人口、議員 1 人当たりの活動面積、議員 1 人当たりの予算の議決金額等を近隣市と比較し、将来的には 8 名から 10 名が本市の議員定数のあるべき姿であると考えているが、前期 14 名にて議会運営できたことで次回選挙は 2 名減の 14 名とする。

他の定数削減グループの委員より、削減という方向性、数値的な目標も通り道としては同じであるが、余りにも都市構造が違い過ぎる比較となるので、補正基数を考慮し、前期の実績のある14名とする。

現状維持グループの委員より、高浜市の人口は増加傾向であり、全国市議会議長会の調査結果を議員定数根拠の参考とし、5万人未満の市において議員平均の議員定数の平均は17.2人、あと少しで5万人を超える本市としては、この調査結果から見直す必要はない。

他の現状維持委員より、全国都市財政年報から高浜市と人口、産業構造、財政力指数において類似する10自治体を参考に現在の議員定数16名は適切とする。

他の現状維持委員より、今回の改正で女性議員が初めて4名になった。多様性を求めるためにも議員定数削減には反対。

他の現状維持委員より、定数より開かれた議会形成が先決、同じような自治体からにして本市は多いほうでない等、以上のような意見が出て、質疑等行われました。

次期選挙までに勉強会、調査、市民意見などを行い、方向性を決定すべきというふうになっております。

もう1点は、議会の広報広聴についてです。

議会報告会、広報紙「ぴいぷる」、議会ホームページなど議会の情報発信及び情報公開の方針や見直しについて、広報広聴委員会は権限を持つ議会の組織とする。広報広聴委員会委員長は、議会の情報発信、情報公開等の見直しについて、議会改革特別委員会にて報告、ただし広報広聴委員会で見直し等の案がまとまらなかった場合、議会改革特別委員会にて諮り決定。

なお、令和2年11月、令和3年5月の議会報告会は、新型コロナウイルス感染症対策として中止。

以上、今年度の議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会議事録がありますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上です。

〔議会改革特別委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 大変長い時間たっておりますけれども、議会全体の信頼と秩序保持のため

に本市議会として問責を表明する必要があると考えます。よって、倉田議員に対する問責決議案を提出します。

○議長（杉浦辰夫） ただいま北川議員より倉田議員に対し問責を求める決議案を提出したいとの動議が出されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時43分再開

○議長（杉浦辰夫） 会議を再開します。

休憩前に北川議員より倉田議員に対し問責を求める決議案を提出したいとの動議が出されました。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数でありますので、本動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時58分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩前に北川議員より倉田議員に対する問責決議案が提出され、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

なお、議会運営委員会において委員長は提案者のため副委員長と交代されましたので、副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、杉浦康憲議員。

3 番、杉浦康憲議員。

[議会運営副委員長 杉浦康憲 登壇]

○3 番（杉浦康憲） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、北川議員より倉田議員に対する問責決議案が提出され、その取扱いについて協議をするため休憩中に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

会議の日程及び決議案の取扱いにつきましては、まず日程追加についてお諮りいただき、日程追加が可決されましたら既に議事日程に記載されている事件が終了した後、日程に追加し、上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して全体審議で行うことに決定いたしましたので、報告いたします。

〔議会運営副委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営副委員長の報告のとおり、本動議を決議案第1号とし、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 地方自治法第117条の規定により倉田議員の退席を求めます。

〔16番 倉田利奈 除斥〕

○議長（杉浦辰夫） それでは、ここで提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、北川広人議員。

〔11番 北川広人 登壇〕

○11番（北川広人） それでは、倉田利奈議員に対する問責決議に対しまして、提案理由の説明をさせていただきますが、その前に非常にこれは議員の仲間として残念なことであるというふうには私は思っております。皆さん方も多分そうだと思っております。しかしながら、高浜市議会としてしっかりとした姿勢を示さなければならないところであるというところを強く思い、問責決議として提案をさせていただきました。

案文の朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

倉田利奈議員に対する問責決議案。

倉田利奈議員は、令和3年1月27日開催の議会改革特別委員会を突発的な事由なく途中退席をした。当日は裁判に出廷したとのことであるが、特別委員会開催日程通知があるまでの間にスケジュール調整をする等の議員としての責務を果たすことをしなかった。また、同年2月2日開催の各派会議で委員全員から議会を優先すべきの意見があり、議長からの口頭注意となった。この件については大きく新聞報道され、多くの市民に高浜市議会及び高浜市議会議員に対する不安や不信を与えた。それにも関わらず、一切の反省もなく、同年2月27日には議長へ申入書を送り付け、同年3月5日開催の高浜市議会3月定例会第3日目には、違法な懲罰動議を提出をした。これらの行動は議会を混乱させ、秩序を乱したと言わざるを得ない。

よって、猛省を促すとともに、議員としての責務を深く認識し、議会の秩序を乱す言動等を慎むことを強く問うものである。

以上のように決議する。

令和3年3月24日、高浜市議会。

倉田議員に対して猛省を促して、議員としての自覚ある行動これを強く求めるところ皆さん方

も思いを一つにしてこの決議に対して御賛同を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[11番 北川広人 降壇]

○議長（杉浦辰夫） これより決議案第1号に対する質疑を行います。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この問責決議案ですと、スケジュール調整をするなどの議員としての責務を果たすことをしなかったとなつていますが、1月8日に議会事務局や議長、副議長らと話し合ったというふうに聞いていますが、これの点ではどのようなようになっているんですか。

○議長（杉浦辰夫） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） それは開催通知が本人のところに届いてからの話でありまして、私が言っているのは本人が裁判に出廷するということを知ったのは本人しかいないわけです。その段階でどうしてスケジュール調整をしなかったのか、各会議でも明らかになっておりますけれども、裁判を優先するつもりであったということをも本人が言ってみえるのであれば、この委員会、議会改革特別委員会に出席する意思がなかったということにつながっていきます。これは議会として議員として許すことのできないところであるということです。そこに書いてあるスケジュール調整というのは、日程が届くまでの間にすべきだったことを怠ったということをやっていることですので、お間違えのないようにしてください。

○議長（杉浦辰夫） ほかにいいですか。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

決議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま除斥されています倉田議員より地方自治法第117条ただし書きの規定により会議に出席して発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。本議題において除斥議員である倉田議員の発言を認めて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 御異議もないようですので、本議題において除斥議員である倉田議員の発

言を認めることに決定しました。

[16番 倉田利奈 入場]

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

[16番 倉田利奈 登壇]

○16番（倉田利奈） ただいまの問責決議に対して私の意見を申し上げます。

私が1月27日開催の議会改革特別委員会を早退したのですが、当初予定されていた日程よりも前倒しをされ、かつ通例の委員会日程とは異なり、午後から議会改革特別委員会が開催されることになったため、既に予定が入っていた裁判期日と重なってしまったことによるものでございます。

裁判期日は、高浜市を被告とする住民訴訟であり、行政監視を担う議員の業務の一環としての裁判でございます。

そして私は、議会改革特別委員会開催の約20日前1月8日に早退について議会事務局長に届出、かつ開催の前日には議会改革特別委員会委員長にも個別連絡を行い、いずれも早退が問題であるとの指摘は受けておりません。副議長にも議会事務局長からの話により事情を知っており、事前に早退自体を認めないとの指摘は受けておりません。

1月27日の議会改革特別委員会におきましても、私は議会事務局に御配慮いただき、発言順を最初にしていただき、また委員長にも御配慮いただいて早退しなければならない時間に暫時休憩をとっていただいております。そのため委員会の会場において混乱が生じることなく早退しております。

ところが2月2日の各派会議において議長から欠席及び遅刻と早退を同様の扱いとすることと及び本来認められるべきではない欠席理由で早退をしたということの2点の理由により口頭注意を受けております。しかし、高浜市議会会議規則においては、早退を欠席及び遅刻と同様の扱いとすることは定めておりません。また、本来認められるべきではない欠席理由で早退したとの理由につきましても、私は議会事務局、副議長及び委員長には事前に早退を届け出ており、その際、早退は認められないとの指摘は受けておりません。事後になって突然私の早退が問題視されるようになったものであります。

なお、欠席及び遅刻と早退を同様の扱いとすることとしましたが、その後の1月27日の議会改革特別委員会を欠席扱いとされたことについては、同日中にその取扱いが撤回されております。ですから、以上により私が口頭注意を受けるべく理由はなく、謝罪すべき理由もございません。

その後の2月2日及び5日の各派会議並びに2月12日の全員協議会において私に対し口頭注意、謝罪を求める発言が相次ぎました。その中には倉田議員の場合は議員になってから市を相手どって原告となって市を訴えるということは、いささか私としては疑問が沸きます。しっかりとした姿勢を見極める立場でありながら原告として訴えるということは、市を訴えるということは、私

は人道的に規則的にもおかしいことではないかというふうに思っておりますので、ここもひとつ皆さん方から御意見いただかなければいけないと思っておりますと私が住民訴訟の原告となっていること自体を問題とする発言もありました。しかし、今回の早退の原因となった裁判は、住民訴訟であって、行政の適正な運営を確保することを目的とするものでございますから、議員として行うべき行政監視とその目的は共通しております。その高浜市を被告とする訴訟提起を疑問、人道的に規則的にもおかしいことと発言されたことは、私の政治活動に対する誹謗中傷であります。また、議員の資質がないということです。議会をばかにしているということです。全議員が参加する議会をばかにしているということですとの発言もありました。

しかし、先ほど申し上げたように私は議会改革を早退することを1月8日に議会事務局へ伝え、事務局長から日程調整はできないと言われました。

加えてそもそも議会改革特別委員会は2月上旬開催と言われており、また委員会は通例午前10時開会でございます。1月27日午後4時30分からの裁判日程によって委員会を早退しなければならない事態は、委員会日時が指定される以前には想定できませんでした。そのため委員会日程指定前に裁判期日との日程調整の前に議会事務局へ調整連絡することはできませんでした。

裁判期日は、国の機関である裁判所において指定されたものであり、かつ通常想定される委員会日程と重ならないように午後4時30分という最も遅い時間に調整していただいたものであります。これらの事情を無視し、議会をばかにしていると決めつけた発言をされることは、誠に遺憾であり、議会政治を重んじる私の名誉を傷つけるものでございます。

さらに残土処理について、この裏にまさか行政と絡んだりしてないですよとの発言までなされました。これは1月27日に私が議会改革特別委員会を早退した理由である裁判について、私が残土処理業者と結託して私利を図るために裁判をしているのではないかと誹謗中傷するものであり、私に対する明らかな名誉棄損発言ともいえます。これら私の政治活動に対する誹謗中傷及び名誉棄損発言が高浜市議会の会議において繰り返し行われたことは大変遺憾であります。

これらの発言は、地方自治法132条の議員は無礼な言葉を使用してはならないとの規定に反しております。また、同133条の侮辱にも該当する行為であり、私に対する不当な個人攻撃であり、到底許されるものではないと思っております。

また、3月5日に提出した懲罰動議も同様に私に対する侮辱の発言がございましたので、高浜市議会を正常な状況に戻すために私が行ったことです。ですので、もしこちらの間責決議が出されるのであれば、賛成する方がいるのであれば、どのような点が私、地方自治法やそれから高浜市議会規則、市議会条例においてどの条例に違反しているのかをはっきり明確に教えていただきたいと思っております。

以上です。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 倉田議員、退席願います。

〔16番 倉田利奈 除斥〕

○議長（杉浦辰夫） これより決議案第1号に対する討論を行います。

反対討論を求めます。

反対討論。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、倉田利奈議員に対する問責決議案につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論させていただきます。

本日問責決議案を提出することは、大変つらく心苦しいものでありますが、今回の倉田議員の一連の行動に対し、議会や議員に対する不安や不信感、あるいは疑念などの声が多く、市民から届いていることも現実であります。

我々高浜市議会は、市民の皆様の意思を市政に反映するため公正かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すため日々努力を重ねていかなければなりません。いち早く議会の混乱と秩序の乱れの収束を図り、本来取り組むべき諸課題に対して対応していかなければなりません。

今回の問題は、裁判と議会のどちらが優先かという議論ではなく、常に議会を優先すべく努力をすることが議員としての責務であります。高浜市議会が表す姿勢として新聞にも掲載されましたが、各派会議において委員全員が公務を優先すべきと発言したことから、倉田議員の行動に問題があったという見解に至っています。

また、裁判日程を唯一知り得ていた御本人が日程調整をしなければ誰もできません。議会事務局や委員長に責任転嫁するのではなく、責任の一端は自分にもあること、議会軽視と言われても致し方がないことを自覚していただきたい。この見解にはそんなメッセージが込められています。

併せて全員協議会等会議内において議員諸兄が発言された内容については、倉田議員を侮辱するものではなく、真に議会を、そして何よりも議員同士である倉田議員のことを思っただけの発言であると理解しております。その真意を酌み取っていただけず本会議一般質問の3日目に違法な懲罰動議を提出されたことにより議会が大きく混乱したとともに、当局にも大変御迷惑をおかけしてしまったことも否めません。

最後に、この決議文にあるとおり、一連の行動に対し、議員として責務を深く認識するとともに、今後も市民の代表としてこの信託に応えられるよう議長の口頭注意を受入れ、深く反省していただけることを要望し、賛成討論といたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 突然の問責決議案が出まして、今それぞれの意見をもう一度聞いていただいて、やはり倉田議員が発言したとおり、きちんとスケジュール調整がしきれなかったこと、決して議会を混乱させ、秩序を乱すつもりではない、倉田議員が地方自治法や高浜市会議規則にのっとって行動しているということはよく分かりました。

倉田議員は1月27日、要するに裁判の原告としてしっかり裁判のほうに行かれたわけで、この問題が起きたのは行った後でいないところで急に問題が大きくなってきています。要するにきちんと議長にも事務局にも委員長にも言って何にもとめられることなく裁判に行っているわけですから、やはりこれは倉田議員が言っているとおりでと思います。

以上です。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

14番、小嶋克文議員。

〔14番 小嶋克文 登壇〕

○14番（小嶋克文） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま提出されました倉田利奈議員に対する問責決議案に対して、賛成討論をさせていただきます。

選挙によって選ばれた議員は、本会議、委員会等の議会活動を通して市政の向上、市民の福祉に務めることは申すまでもありません。したがって、議員においては本会議、委員会等の欠席がないようにスケジュール管理、日程調整を行うことは当然のことです。日程調整かつかず早退、途中退席の連絡を関係者に行ったからといってそれで許される問題ではありません。他の行事を優先して委員会を欠席したこと自体が大いなる問題であり、議員として責任を感ずるべきであります。

裁判に出席し、委員会を欠席したことに対し、議長から口頭注意があったのは議会の秩序を守るために当然のことであり、それに対して自己の正当性だけを主張するのみで反省がないのは議会軽視と言わざるを得ません。

最後に、議員が出席せずに誰が会議に出席するのでしょうか。よって、この問責決議案に対して私は賛成いたします。

以上です。

〔14番 小嶋克文 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 私も賛成の討論に入らせていただきたいと思います。

先ほど倉田議員から弁明がありましたけれども、どうも話を聞いていると議長、副議長、そして委員長、そして議会事務局が早退をするということをあたかもしっかりと許可をしていたというような発言であったなというふうに自分は感じております。ここの今議場での話というのがライブ配信をされていて、どこでもネットで見れるという状況ですので、倉田議員がおっしゃられたことが全て全部正しいかのごとく放送されてしまうということは、いささか私にとっては非常に不快でございます。なので、こういう場をちょっと話をさせていただきたいと思いました。

本人がまず発言をされていたんですけれども、裁判の日程は事前に決まっていたという話で伺っております。議会改革特別委員会の日程が決まる前に決まっていたというような発言をされていたように私は記憶をしております。訴訟相手である市役所のほうにも同じように裁判の日程が通知が来ているはずですが、裁判の日程は、基本的に原告、被告、そしてまたその裁判所にいる方々で前のその裁判が行われたときに次の日程を決めるというふうに伺っています。ということはもうこれが11月の時点で決まっていたということになります。

先ほど提出者である北川広人議員からも話がありましたけれども、その11月に日程が裁判が次いつだよというのが決まっていたと、決まっていたにもかかわらず議会改革特別委員会が12月に開かれて、次回の日程を決めるという話で倉田議員のほうには2月上旬だというふうな話だったと言っていますけれども、会議録を見ても柴田委員長からは1月末頃から2月の中旬という話をまず一番初めにしている状態です。ということは1月下旬から2月の中旬の範囲に落ちてくる可能性はあるということを本人は議員として11月にもう裁判が決まっていたと、次の裁判が決まっていたのであればなおのことそこで議会事務局、そしてまた議長、副議長、委員長でもいいと思います。その場でもいいと思うんです。この日は自分の抱えている裁判があるのでということを申し出れば日程の調整はできたのではないのかなと、日程の調整は本人12月28日に議会改革特別委員会の1月27日に開催しますという通知を1か月前に、開催の1か月前に出させていただいている、御本人が事務局に日程変更どうのこうのと言われたのが1月の多分4日か5日ぐらいには一度倉田議員は議会事務局に足を運んでいます。そのときは何も言わず1月8日に議会事務局に対して日程の変更はできんのかという話を事務局のところでしていましたので、たまたまその場私がいて、そこで基本的には日程の変更はしないと、1月27日の1時半からの開催に決まったのも基本的には今回はプレゼンを各方々からさせていただいて、そしてまたそこで話をすることでしたので、非常に時間がかかるかなということで、10時開催ではなくて議会の議案説明会でも同じように1時半というのがよくありますので、1時半からの開催をさせていただいたと、昼

休憩を挟むよりもということで1時半開催を決めたと、御本人もその時点で裁判所への日程の変更のことも一切相談もかけていないということでございました。

申し訳ないですけれども、私のほうも議会事務局長からは早退をするかもしれないという話を聞いてただけで、倉田議員から直接その日議会改革特別委員会が開かれる1月27日に早退をしますという届出はいただいております。これは議長も届出をもらったことはないと思います。事前に確かに委員長に1日前に電話をしたということもありますけれども、そういった届出はいただけてないということもありますので、そういったことも各議員さんにもそうですし、これを見ている市民の方にもそうですし、しっかりと理解をしていただいて、どうして高浜市議会でこういうふうになったのかということもしっかりと理解をしていただいて、議員というものが本来どういった立ち位置であってどういった気持ちで公職に励むのか、そういった部分もこれからも市民の方には高浜市議会に疑念の念を持つことなくしっかりと見ていただきたいなというふうに思いますので、しっかりやっている議員さんもいるんですということもお伝えさせていただいて、果たしてこの議会の皆さんにもこれからも公務をしっかりと優先していただいて、確かに大事な政務もあるかもしれませんが、皆さんが政務が大事だと、政務第一だとなってしまうと議会の日程も決められないですし、議会の運営に問題が生じてくるということもありますので、確かに政務も大事ですけれども、まずは公務優先であり、大事な政務があるのであれば早めに日程の相談をしていただければ実際そういう議員さんもいます。子供さんの入学式や卒業式、そういったことが事前に分かっているという相談も受けています。そういったものも議長も議会事務局も加味して動いてくださっていますので、そういったことも理解をしていただいて今回の北川議員から提出されました問責決議案に対してしっかりと考えて判断をいただきたいなと、私は賛成の立場ですので、賛成を多くいただきたいなというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第1号 倉田利奈議員に対する問責決議について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。そのまま立っててください。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

た。

倉田議員の除斥を解除します。

〔16番 倉田利奈 入場〕

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

午後 2 時31分休憩

午後 2 時34分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和 3 年 3 月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る 3 月 2 日から本日24日までの23日間にわたりまして提案をさせていただきました同意 3 件、議案26件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも提案のとおり御可決、御同意を賜り、誠にありがとうございました。報告 2 件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

さて、今日まで 5 年間私を支え、高浜市の教育行政に大きな役割を果たしていただいた都築教育長が退任をされることになりました。都築教育長なしではこの 5 年間の教育行政の進捗は難しかったと思っております。というより私は全面的信頼を寄せており、それにもしっかりと応えをいただいたかけがえのない方でもございました。とりわけこの一、二年は教育施設の大きな改修やエアコンの設置、G I G A スクール構想等早期に対応をしなければならない対応に対して迅速に御対応いただき、一段と教育行政を進展することができました。

今後もちろん退職をされても地域で御活躍をされることというふうに思いますが、後任の岡本教育長様にも大所高所から御指導いただき、また高浜市の行政を、また高浜市の教育行政をしっかりと外側から見ていただき、高浜市の繁栄に今後も御尽力をいただきますことをお願い申し上げたいというふうに思います。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって令和 3 年 3 月高浜市議会定例会を閉会いたします。

3 月 2 日の開会以来、本日までの23日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。

会期中における議員各位の格別なる御協力に対し深く感謝を申し上げます。今後とも市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政進展のために一層の御尽力をくださるようお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

午後 2 時38分閉会
